

## 龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

令和2年5月20日

告示第129号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の感染拡大を防止するため、茨城県が実施した緊急事態措置に基づく要請に応じて、施設の使用停止、催物の開催の停止又は営業時間の短縮に協力した市内の事業者等に対して、予算の範囲内において、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「市協力金」という。）を支給することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 市協力金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、茨城県が定める茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱に規定する茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「県協力金」という。）の支給決定を受けている事業者等（以下「事業者等」という。）であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員でないこと及び暴力団の統制の下にないこと。

(支給額等)

第3条 市協力金の額は、1事業者等当たり10万円とする。

2 市協力金の支給は、1事業者等につき1回限りとする。

(支給の申請及び請求)

第4条 市協力金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年9月30日までに、龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症

拡大防止協力金支給申請書兼請求書（様式第1号）に，次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 県協力金の支給決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
（支給の決定）

第5条 市長は，前条の規定による市協力金の支給の申請があったときは，その内容を審査し，支給の可否を決定し，龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により，当該申請者に通知するものとする。

（実績報告に関する特例）

第6条 規則第12条の規定にかかわらず，市協力金の支給に係る実績報告は，省略するものとする。

（支給決定の取消し及び返還）

第7条 市長は，第5条の規定により市協力金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は，市協力金の支給決定の全部又は一部を取り消し，既に支給した市協力金がある場合には，その全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により市協力金の支給を受けたとき。
- (2) 県協力金の支給決定が取り消されたとき。
- (3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市協力金を支給することを不相当と認める事実があったとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この告示は，公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は，令和3年3月31日限り，その効力を失う。

（失効後の経過措置）

- 3 この告示の失効の日以前に市協力金の支給の決定を受けた者に係る第7条の規定は，同日後もなおその効力を有する。